

令和2年1月7日

上深田区長 [REDACTED] 様

三田市長 森 哲男



要望書について (回答)

師走の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年11月8日付で提出のありましたみだしの件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 富士が丘緑地内におけます、本年も当区からの通学路周辺の除草作業等を一時的に実施して頂いた所ですが、安心して安全な通学路を確保して頂きたく、抜本的な伐採や継続的な除草作業を要望致します。(公園みどり課)

富士が丘5丁目緑地法面部分にある通学路の草刈りにつきましては、通路の両側(刈幅2m)の筋刈り除草を年2回実施しており、今年度は法面に生えた高木の根吹き伐採を行っております。

今後も、今年度同様の維持管理を行うことにより、通学路の安全対策に努めてまいります。

- 2 県道上荒川三田線から池尻川左岸までの、市道上深田富士が丘線の法面を年一回除草作業して頂いておりますが、年々その除草幅も減少し本年度は路肩から幅約70cmのみ除草され、除草後のその場所は異様な形としか見えませんでした。また、当該箇所は高低差の大きな排水路が隣接し農業者での対応は危険であるとともに、繁茂する草で排水路機能が低下しております。区内で当該箇所のみが、市によって除草作業を実施して頂いている場所でありまして、その他の市道法面は隣接する農業者によって除草しておりますことにご配慮頂き、当該箇所の継続的且つ適正な除草作業を要望致します。(道路河川課)

区内道路における法面除草等にご協力いただきありがとうございます。ご要望の市道上深田富士が丘線等の市道法面の除草につきましては、道路管理上、市道の通行に支障をきたす路肩や法尻部分の除草を行い、安全管理に努めてまいります。

- 3 過年度に、市道上深田4号線の常福寺バス停付近で路肩保護のため法起こしを実施して頂いた部分の端部で、路肩の一部が降雨によって洗掘され、通行に支障を及ぼしておりますので補修して頂きたく要望致します。(道路河川課)

要望をいただきました箇所につきまして、平成26年度工事箇所の擦り付け部のコンクリート舗装沿いに凹みが生じていることを現地を確認いたしましたので、早急に補修を行ってまいります。

- 4 市道上深田2号線及び貴志1号線(上深田側)は交通量の増加により、路肩部分の損傷が著しく除草作業に苦慮しております。また、路面全体の亀裂や沈下等の状況下で、近年の集中豪雨等によって2箇所崩落し稲作に支障をきたした経過もございます。このことから、当該市道の全面的な路面及び路肩補修を要望致します。(道路河川課)

要望をいただきました箇所につきまして、舗装の経年劣化及び通行量の多さにより、一部で亀裂が生じるなどの状況について現地を確認いたしました。

このことから、円滑な通行ができるよう舗裝修繕を実施してまいります。工事規模から令和2年度以降の工事として対応してまいりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

- 5 近年問題となっております畦等の刈草の焼却作業についてであります。今年に入って当区に近接する貴志、大原、川除地区については、刈り草を集積すれば市が搬出処分するということが聞こえてまいりました。一時的な措置と聞いていますが何故近隣区等への周知がなかったのでしょうか？当区が集積をするか否かは別にして、何故対象地区ではなかったのでしょうか？説明をお願いしたい。その間、当区では焼却作業中に警察に刈り草を集めて市に搬出してもらわないのかなど、作業を止められ氏名を何度も聞かれると言う状況でした。

廃掃法で農林漁業従事者の焼却行為は例外として認められていることから、時間帯や風向き等の配慮は農業者等が行い、合法物の焼却作業がスムーズに実施できるよう、関係当局、部署とも調整の上、早期に解決して頂きますよう要望致します。

(環境創造課)

川除区・大原区及び貴志区への刈草の回収につきましては、当該区からの地域の総意で野外焼却を減らすための取り組みとして、刈草回収の相談が市へあったことから、制度創設の検討のため、回収方法や回収量などのサンプル調査を行っているものであり、他地域へ周知を行っておりません。しかしサンプル調査後、制度として取り組むことになれば周知をする予定です。

また、農業に伴う野外焼却の問題の解決につきましては、刈草回収だけでなく農作業の省力化も含めて農業のあり方を考え、農業者と非農業者の相互理解を深め、農業振興と生活環境の調和を図るための施策を進めることを検討しておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

<お問い合わせ>

- 1について・・・まちの再生部地域整備室公園みどり課 (TEL 559-5253)  
2、3、4について・・・まちの再生部地域整備室道路河川課 (TEL 559-5101)  
5について・・・まちの再生部環境共生室環境創造課 (TEL 559-5080)  
要望・陳情について・・・経営管理部行政管理室総務課 (TEL 559-5035)